



鈴鹿地区交通安全だより

～2023, No. 5～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和 5年 3月10日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 令和5年春の全国交通安全運動(5月11日(木)～20日(土))の実施について

～ 例年4月に実施されていますが、本年は諸事情により5月に実施されます。～

重点・標語

① こどもを始めとする歩行者の安全の確保

- ・ 歩行者も交通ルールを守ろう！
- ・ 地域・家庭で通学路等の安全を確かめよう！

② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- ・ 横断歩道は歩行者優先！
- ・ 飲酒運転は絶対にしない！させない！あおり運転はやめよう！

③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ・ 自転車利用者はヘルメット着用！
- ・ 守ろう！自転車の交通ルール～自転車安全利用五則！



2 令和4年中三重県内の交通人身事故数(確定値)について

～ 前年比で、人身事故件数は195件、負傷者数は300人増加し、死者数は2人減少した。～

	人 身 事 故				
	件 数	死者数	負 傷 者 数		
			重 傷 者	軽 傷 者	
令和4年	2,917	60	491	3,147	
令和3年	2,722	62	497	2,841	
増減数	195	-2	-6	306	
増減率	7.2%	-3.2%	-1.2%	10.8%	

※ 令和4年中の鈴鹿警察署管内の交通事故数、県内の物件事故数は、まだ確定していません。

3 令和4年中三重県内の交通死亡事故の特徴について

① 死者数の約7割を高齢者が占める。

65歳以上の高齢者の死者数は41人で、全体の68.3%を占める。

② 高齢運転者が当事者となる事故が4割を超える。

原付以上第一当事者の事故52件中、高齢者の事故は23件で、前年比4件の増加となった。



③ 交通弱者(歩行中・自転車乗車中)が約5割を占める。

交通弱者の死者数は29人で、全体の48.3%を占める。

④ シートベルトの非着用者が約3割を占める。

四輪乗車中の死者25人中、非着用者は8人で、うち4人はシートベルトをしていれば助かったと推定される。

⑤ 飲酒運転の根絶に至らない。

飲酒運転は4件(構成率7.7%)で、前年比で3件増加した。



(一財)三重県交通安全協会：<http://www.mie-ankyoku.com>

三重県警察：<http://www.police.pref.mie.jp>



交通ルールを守ろう！

思いやりを込めて安心・安全。



横断歩行者
事故等の防止と
安全運転意識
の向上

自転車の
ヘルメット着用と
交通ルール遵守
の徹底

子どもを
始めとする
歩行者の
安全の確保

令和5年 5月11日(木)～5月20日(土)

春の全国交通安全運動

5月20日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用推奨
シンボルマーク「カチャビヨン」



内閣府
交通安全対策
オフィシャル
サイト

 内閣府



こどもを始めとする歩行者の安全の確保

歩行者も交通ルールを守ろう!

幼児・児童を始めとする歩行中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。



地域・家庭で通学路等の安全を確かめよう!

最高速度 30 キロの区域規制と「スムーズ横断歩道」等の適切な組み合わせによる「ゾーン30プラス」の整備など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。地域や家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者の横断を妨げないようにしましょう。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って運転しましょう。



飲酒運転を絶対にしない! させない! あおり運転はやめよう!

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は極めて悪質・危険な犯罪です。アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下し、交通事故の危険を高めます。お酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけません。あおり運転もやめましょう。



自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者はヘルメット着用!

自転車のヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて高くなります。自転車を利用する全ての人、ヘルメットを必ず着用しましょう。



守ろう! 自転車の交通ルール ~自転車安全利用五則~

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



令和5年5月11日(木)~5月20日(土)

春の全国交通安全運動